

## 令和6年度事業計画

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

一般社団法人 松山宅建協会

### 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され、徐々に以前の生活に戻ってまいりました。ただし物価は依然として上昇傾向にあり、我々不動産業界においても、資材価格や人件費の高騰による事業コストの増大など厳しさを増しております。

又、近年の高齢化問題や地方の人口減少問題は、不動産業界においては空き家問題や取引数の減少に直結しているため、官民併せた抜本的な改革が必要になっており、愛媛県や松山市でも様々な対策が行われております。我々宅建協会は、地域の空き家の担い手となるべく国や地方自治体に期待されており、利活用を促進すべく、適切に対応していく所存です。

4月からは所有者不明土地の解消に向けて、相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得した日から3年以内に相続登記の申請を行わなければならないとなりました。もし正当な理由がないにも関わらず、この相続の申請を行わなかった場合には、10万円以下の過料となります。この申請義務化により、実家を相続する可能性がある世帯から、「土地活用」の問い合わせが増えてくるのではないかと考えます。皆様におかれましてはこれら税制等各種制度を活用され、依頼者の空き地・空き家解消の一助として貢献されますことをお願いしたいと思います。

さて、今年度の基本方針ですが、昨年同様、下記に掲げた重点4項目に取り組み、委員会活動を見直し、より一層活発化し、会員の皆様に還元できる体制づくり及び内容にして参りたいと考えます。また、会員数の増強・若い会員の協会活動への参画等をより促し、共益事業に力を入れてハトマークの宅建協会並びに会員の存在を社会へアピールし、会員の皆様が業務を行いやすくなるような環境を造り、また協会運営を目指します。

松山宅建協会に入会して、ほんとうに良かったと思えるような協会にしていきたいと考えます。

### 2. 重点項目

- ① ホームページの充実と活用
- ② 宅建業法等関係法規の周知徹底
- ③ 関係官庁・関係団体への渉外活動と連携の強化
- ④ 組織力の強化

### 3. 委員会活動

#### (1) 総務委員会

1. 会員研修会及び専取会員研修会の実施
2. 関係諸法令の会員への周知徹底
3. 宅地建物取引業に必要な調査・研究
4. 関係官庁・関係団体との連絡並びに折衝事項
5. 暴追研修会の実施
6. その他必要な事項

#### (2) 指導委員会

1. 会員の業務指導に関する事項
2. 無免許業者、悪質業者取締りに関する事項
3. 業務取引に係る苦情解決、会員間の紛争解決
4. その他必要な事項

#### (3) 厚生委員会

1. 会員の慶弔に関する業務処理
2. 会員の親睦と健康保持の推進
3. 会員共済制度の紹介
4. その他必要な事項

#### (4) 流通センター運営委員会

1. システム全般に係る事項
  - ① IT機器、及び、システムの管理、整備
  - ② データベースの活用、分析、告知
  - ③ その他、主要SNSの検討
2. 不動産流通全般（売買、賃貸、競売）に係る事項
3. 不動産フェアの企画、運営
4. その他必要な事項

#### (5) 渉外業務委員会

1. 関係官庁、関連諸団体との連携並びに渉外事項
2. 本会における広告及び、告知に関する事項
3. その他必要な事項

その他必要な事項等は、その都度理事会の決議をもって実施する。